平成２１年（フ）第４４２号
高知県四万十市小西ノ川165番地５
債務者　益岡佐惠子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６９９号
高知市朝倉己805番地19
債務者　寺田　　牧
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１０号
高知市九反田10番６号　藤本マンション302
債務者　中野内一樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１４号
高知市梅ノ辻17番17号
債務者　髙橋　幹男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２６号
高知県南国市小籠82番地１　小籠団地Ｂ棟304号
債務者　吉本梨恵子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５０号
高知県南国市大埇甲1986番地27　釣井アパート２Ｆ
債務者　森本　敦志
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７７８号
高知県吾川郡いの町1145番地１
債務者　土居比佐子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８０１号
高知市薊野西町１丁目24番36―２号
債務者　花田　典明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６４号
高知県高岡郡越知町柴尾1024番地
債務者　北添多喜雄
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第８３号
高知県高岡郡佐川町甲1789番地５
債務者　市原　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９７号
高知県高岡郡津野町船戸4893番地
債務者　窪田　将也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０５号
高知県高岡郡佐川町甲1658番地
債務者　田村　　好
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０６号
高知県高岡郡佐川町加茂1427番地
債務者　鈴木　真実
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第１０８号
高知県高岡郡四万十町金上野243番地
債務者　佐々木睦江
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９８号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3765番地の121
債務者　古川　勝彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１０５号
福岡県直方市大字頓野2307番地９
債務者　添田　　弥
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第２４号
長崎県壱岐市勝本町坂本触３番地
債務者　吉田　里佳
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第５０５号
大分県別府市大字北石垣814番地の１
債務者　藤原トヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係